

嘉麻市移住支援金交付規程

(目的)

第1条 この告示は、福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略及び嘉麻市人口ビジョン・総合戦略に基づき、嘉麻市（以下「市」という。）への移住・定住の促進及び市内の中小企業等における人手不足の解消に資するため、福岡県（以下「県」という。）と共同して行う嘉麻市移住支援事業を活用し、東京圏、名古屋圏又は大阪圏から市に移住して就業又は起業等しようとする者に対する、予算の範囲内における嘉麻市移住支援金（以下「移住支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 転入により市の住民基本台帳に記録され、生活の本拠を市に移すことをいう。
- (2) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (3) 名古屋圏 岐阜県、愛知県及び三重県をいう。
- (4) 大阪圏 京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県をいう。
- (5) 移住元 本市に転入する直前に生活の本拠を置いていた市町村をいう。
- (6) マッチング支援事業 東京圏、名古屋圏又は大阪圏の求職者に対し訴求力の高いインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）を県が開設し、運営するとともに、経済団体等の協力を得て選定した中小企業等に係る求人広告の作成を支援し、当該求人広告をマッチングサイトに掲載する事業をいう。
- (7) プロフェッショナル人材事業 県が設置する「プロフェッショナル人材拠点」において、潜在成長力のある地域企業に対し、経営戦略の策定支援とプロフェッショナル人材の採用支援活動を行う事業をいう。
- (8) 先導的人材マッチング事業 日常的に地域企業と関わり、その経営課題を明らかにする主体である地域金融機関等が地域企業の人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者等と連携する等して経営人材等のマッチングを行う取組に対して国が支援する事業をいう。

(交付対象者)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者は、別表第1に掲げる区分の全てに該当する者であって、かつ、別表第2に掲げる区分のうち、いずれかに該当するものとする。

(移住支援金の額等)

第4条 移住支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 単身世帯 60万円

(2) 2人以上の世帯 100万円

2 前項第2号に該当する世帯が18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき30万円を加算する。

3 この告示による移住支援金の交付は、世帯を単位とし、1世帯につき1回限りとする。

(移住支援金の交付申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、嘉麻市移住支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 本人確認書類

(2) 2人以上の世帯にあっては、別表第1の世帯に関する要件を満たすことを証する書類

(3) 就業している場合は就業証明書(様式第2号又は様式第3号)

(4) 自営での農林漁業に就業し、人材確保支援策を活用している場合は支援策活用証明書(様式第4号)

(5) その他市長が必要と認める書類

(移住支援金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により移住支援金の可否を決定したときは、嘉麻市移住支援金(交付・不交付)決定通知書(様式第5号。以下「決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

(決定通知書の再交付)

第7条 移住支援金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)

は、紛失等の理由により決定通知書の再交付を必要とするときは、嘉麻市

移住支援金交付決定通知書再交付願（様式第6号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による再交付願の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、嘉麻市移住支援金（交付・不交付）決定通知書（再交付）（様式第7号）を通知するものとする。

（住所等の変更届出）

第8条 交付決定者は、移住支援金の交付申請をした日（以下「申請日」という。）から5年以内に、住所又は就業先について異動があった場合は、速やかに嘉麻市移住支援金住所等変更届出書（様式第8号）を市長に届け出なければならない。

（移住支援金の請求）

第9条 交付決定者は、移住支援金の請求をする場合は、嘉麻市移住支援金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、当該交付決定の全部又は一部を取消することができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が特に認めた場合はこの限りではない。

(1) 全部の取消し

- ア 偽りその他不正な手段により、移住支援金の交付決定を受けた場合
- イ 申請日から3年未満に市外へ転出した場合
- ウ 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- エ 福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業及び起業支援事業実施要綱（令和元年7月12日施行）の規定により実施する起業支援事業に係る起業支援金（以下「福岡県起業支援金」という。）の交付決定を取り消された場合

(2) 一部の取消し

申請日から3年以上5年以内に市外へ転出した場合

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取消した場合は、嘉麻市移住支援金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

（移住支援金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により移住支援金の交付の全部又は一部を取消した場合において、当該取消しについて既に移住支援金が交付されているときは、期限を定めて嘉麻市移住支援金交付決定取消通知書兼返還命令書により交付決定者に返還を命じなければならない。

2 前項に規定する返還を命じる額は、前条第1項第1号に該当したときは、移住支援金の全額とし、同項第2号に該当したときは、移住支援金の半額とする。

(報告等)

第12条 市長は、交付決定者に嘉麻市移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認められるときは、嘉麻市移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和4年9月5日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の嘉麻市移住支援金交付規程の規定は、令和4年9月5日から適用する。

別表第1（第3条関係）

区分	要件
移住元	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本市へ転入した日（以下「転入日」という。）の直前（農林漁業の研修を受講するため、転入日の直前に他の市町村へ転入した場合は、当該転入した日の直前）10年間のうち、通算5年以上、東京圏、名古屋圏又は大阪圏に在住していたこと。 2 転入日の直前（農林漁業の研修を受講するため、転入日の直前に他の市町村へ転入した場合は、当該転入した日の直前）に、連続して1年以上、東京圏、名古屋圏又は大阪圏に在住していたこと。
移住先	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本市への転入日が令和4年9月5日以降であること。 2 移住支援金の申請日が、転入日から3月以上経過した日から1年を経過する日までの間（以下「算定期間」という。）であること。ただし、農林漁業の研修を受講した者であって算定期間内に研修期間がある場合は、申請日が、転入日から3月以上経過した日から1年を経過する日に当該研修期間の日数を加えた日までの間であること。 3 移住支援金の申請日から5年以上継続して本市に居住する意思を有していること。
世帯	<p>申請者を含む2人以上の世帯員が、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 移住元において同一世帯に属していたこと。 2 申請日時点において同一世帯に属していること。 3 本市への転入日が、令和4年9月5日以降であって、申請日時点において算定期間の間であること。
その他	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請者及び申請者と同一世帯に属する者が、嘉麻市暴力団等追放推進条例（平成21年嘉麻市条例第24号）第2条

	<p>に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。</p> <p>2 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>3 その他市長又は福岡県知事が移住支援金の対象者として不相当と認めた者でないこと。</p>
--	--

別表第2（第3条関係）

区分		要件
就業	一般	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 勤務地が、東京圏、名古屋圏又は大阪圏以外の地域に所在すること。 2 就業先が、マッチング支援事業の対象となる中小企業等であること。 3 マッチング支援事業に係る求人へ応募した日が、マッチング支援事業の要件を満たす日以降であること。 4 申請者の3親等以内の親族が代表者及び取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。 5 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。 6 就業先において、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。 7 転勤、出向、出張及び研修等による勤務地の変更ではなく、新規に雇用されていること。
	専門人材	<p>プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を活用して就業した者であって、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 勤務地が、東京圏、名古屋圏又は大阪圏以外の地域に所在すること。 2 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請日時点において連続して3月以上在職していること。 3 就業先において、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。 4 転勤、出向、出張及び研修等による勤務地の変更ではなく、新規に雇用されていること。 5 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクト

		への参加等、離職することが前提でないこと。										
人材確保 困難職種	次に掲げる事項の全てに該当すること。	<p>1 次の就職支援サイト又は無料職業紹介所の紹介等により県内の事業所等に就職していること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>就職支援サイト又は無料職業紹介所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林漁業職</td> <td>農林漁業就職応援サイト</td> </tr> <tr> <td>保健師、助産師、看護師、准看護師</td> <td>e ナースセンター (必ず福岡県を登録すること。)</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>福岡県保育士就業マッチングサイト 「ほいく福岡」</td> </tr> <tr> <td>介護職</td> <td>福岡県福祉人材センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 申請者の3親等以内の親族が代表者及び取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>3 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること。</p> <p>4 就業先において、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>5 転勤、出向、出張及び研修等による勤務地の変更ではなく、新規に雇用されていること。</p>	職種	就職支援サイト又は無料職業紹介所	農林漁業職	農林漁業就職応援サイト	保健師、助産師、看護師、准看護師	e ナースセンター (必ず福岡県を登録すること。)	保育士	福岡県保育士就業マッチングサイト 「ほいく福岡」	介護職	福岡県福祉人材センター
職種	就職支援サイト又は無料職業紹介所											
農林漁業職	農林漁業就職応援サイト											
保健師、助産師、看護師、准看護師	e ナースセンター (必ず福岡県を登録すること。)											
保育士	福岡県保育士就業マッチングサイト 「ほいく福岡」											
介護職	福岡県福祉人材センター											
農林漁業 (自営)	次に掲げる事項の全てに該当すること。	<p>1 次の人材確保支援策を活用した者であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>人材確保支援策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>農業次世代人材投資事業 (経営開始型)</td> </tr> <tr> <td>地域協議会</td> <td>中山間地域活力創出推進事業</td> </tr> <tr> <td>福岡県水産団体指導協議会</td> <td>経営体育成総合支援事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 申請日から5年以上継続して自営での農林漁業に就業する意思を有していること。</p>	実施主体	人材確保支援策	市町村	農業次世代人材投資事業 (経営開始型)	地域協議会	中山間地域活力創出推進事業	福岡県水産団体指導協議会	経営体育成総合支援事業		
実施主体	人材確保支援策											
市町村	農業次世代人材投資事業 (経営開始型)											
地域協議会	中山間地域活力創出推進事業											
福岡県水産団体指導協議会	経営体育成総合支援事業											

テレワーク	<p>テレワークを行う者であって、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住元での業務を引き続き行うこと。 2 地方創生テレワーク交付金制度要綱(令和3年2月9日府地創第34号)による地域創生テレワーク交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金制度要綱(令和4年2月25日府地創第63号)によるデジタル田園都市国家構想推進交付金(テレワークタイプ)を活用した取組の中で、所属先企業等から申請者に対し、資金提供されていないこと。
関係人口(東京圏からの移住に限る。)	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本市に移住に関する相談実績があること。 2 過去5年以内に本市に対しふるさと納税を行っていること。 3 本市の移住関連イベントに参加した実績があること。 4 嘉麻市空き家バンク制度実施規程(平成30年嘉麻市告示第2号)の規定により移住していること。 5 嘉麻市誘致企業振興会の会員企業に就職していること。 6 本市の補助金を活用して移住していること。
起業	<p>次に掲げる事項に該当すること。</p> <p>申請者が、福岡県起業支援金の交付決定を受けていること。</p>